「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例 (仮称)」 素案について

I 条例制定の趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的として制定。

Ⅱ素案の概要

骨子案に対する条例検討委員会の意見等を踏まえ、次のとおりとする。

前文

(現状と課題等)

- ・ 障害や障害者への誤解や偏見、理解の不足等により、障害者は差別を受け、暮らし にくさを感じている。
- ・ 外見からは分かりにくい障害のために周囲の理解が得られず苦しんでいる人や、手 帳等の交付に至らないものの日常生活等で困難を余儀なくされている人も少なくない。
- ・ このため、県では、これまであいサポート運動を通じて障害者が暮らしやすい地域社 会をつくるため、様々な取組を進めてきた。

(条例制定の背景)

- ・ 障害者差別解消法の改正に伴い、差別解消等に一層取り組む必要がある。
- ・ 東京2020パラリンピック競技大会を契機として生まれた、障害や障害者に対する 関心と共生意識の高まりを持続させる必要がある。

(決意表明)

・ 一人一人が障害理解を深めて差別解消に取り組み、県、市町、県民及び事業者が一体 となって共生社会を実現する。

第1章 総則

- 1 目 的 障害を理由とする差別を解消し、共生社会の実現に寄与
- 2 定 義 ① 障害のある人 ② 社会的障壁 ③ 不当な差別的取扱い
- 3 基本理念
 - ① 障害者の人権の尊重

- ② 差別の禁止
- ③ 障害及び障害者に対する関心と理解 ④ 県、市町、県民及び事業者の協力・連携
- 4 県の責務
 - ① 差別解消のための必要な体制の整備 ② 共生社会の実現に向けた施策の実施
- 5 市町等との協力・連携

県は体制の整備、施策の実施に当たり、市町、県民、事業者その他の関係者と協力、連携

- 6 県民及び事業者の役割
 - ① 障害理解の深化

② 県が実施する施策への協力

第2章 障害を理由とする差別の禁止

- 県及び事業者による不当な差別的取扱いを禁止するともに、合理的配慮の提供を義務とする。
- やむを得ず障害のない者と異なる不利益な取扱いをする場合又は負担が過重なため 合理的配慮の実施が困難な場合は、障害者に理由を説明し、理解を得るよう努める。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

1 相談体制

県は、市町が応じる身近な地域の相談事案の解決を支援するとともに、市町において解決が困難な広域的又は専門的事案の解決に向けて、必要な助言等の業務を行う。

2 紛争の解決のための体制

- 障害者は、相談を経ても解決が見込めないときは、知事に対し、あっせんを求めることができる。
- 知事の付託を受け、「障害者差別解消調整委員会」は、あっせん案を当事者に提示する。
- 知事は、事業者が正当な理由なくあっせん案に従わないときは、必要な措置を講 ずるよう勧告することができる。
- 知事は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を 公表することができる。

第4章 共生社会実現に向けた施策の推進等

- 県民の障害理解並びに差別解消の重要性に関する理解及び関心の増進のため、普及 啓発及び相互理解の促進に必要な施策を実施
- 障害者のスポーツ、文化芸術活動等を通じた交流及び相互理解を促進
- 幼児期からの障害理解及び相互理解の促進のための施策や環境づくりを推進
- 相談への的確な対応及び紛争の防止又は解決のため、人材を育成及び確保

第5章 雑則

障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

Ⅲ スケジュール

令和3年度	 ・ 主要当事者団体との意見交換 (7~8月) ・ 検討委員会の開催 (11/24、12/27、2/21) ・ 2月県議会 環境福祉委員会へ「骨子案」の報告
令和4年度	 検討委員会の開催(5/16) 6月県議会 環境福祉委員会へ「素案」の報告 6月~ パブリック・コメントの実施 検討委員会の開催(最終案の報告) 9月県議会 「条例案」の上程 条例の制定・公布